

「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書

「国と地方の協議の場に関する法律案」については、3月5日に閣議決定し、今通常国会に提出が予定されている。

国と地方の協議の場は、地方が長年にわたって設置を求めてきたものであり、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案の段階から国と地方が協議を行い、国と地方の政策の効果的かつ効率的な推進を図るために不可欠なものである。

閣議決定された法律案では、構成員として、地方側から地方六団体の各代表一人が参加することとされているが、真の地方分権確立のためには、多様な地方の声を聞き取ることが重要である。

このため、議員以外の地方公共団体の長または議会の議長が柔軟に参加できるようにすることを求めるものである。

また、法律案には、「協議結果を尊重しなければならない」とされているが、全国的連合組織を代表する者の意見が、必ずしも当該組織の総意であるとは限らないため、少数意見が無視される懸念がある。

このため、実際の協議に当たっては、少数意見を含め、各地方の多様な声を反映できるよう運営することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理兼経済財政・財務大臣	菅直人様
総務大臣	原口一博様
内閣官房長官	平野博文様